

第6章 計画の推進体制

1. 市民や関係機関等との連携

未来を担う子どもたちを育み、市民一人一人が生涯にわたる豊かな学びを実践するためには、子どもたちの健やかな成長と自立、市民の自発的意思に基づく主体的な学びを、地域社会「みんな」で支えていく必要があります。

計画の推進にあたっては、国・県の関係機関をはじめ、家庭・学校・地域など多様な主体と緊密な連携を図り、それぞれが適切な役割と責任を果たすことで、市全体が一体となって積極的な取組を進めていきます。

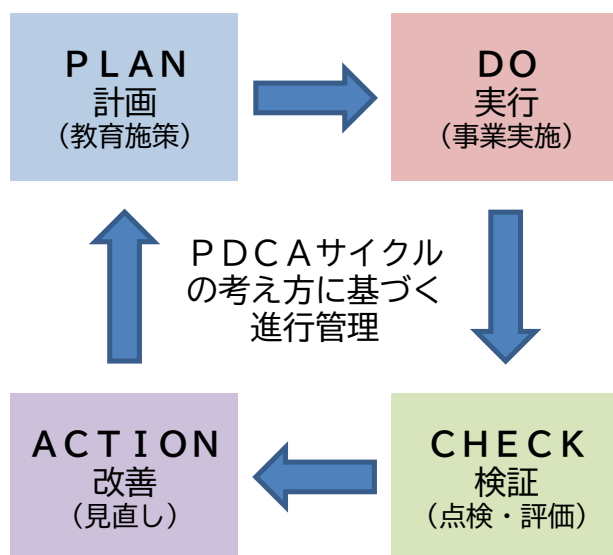
また、様々な機会を捉えながら、市民への情報発信に努め、広く教育活動への理解と協力を求めていきます。

2. 計画の適切な進行管理

計画の成果を着実に挙げるため、「PDCAサイクル」の考え方に基づいた適切な進行管理を行います。

計画の体系に基づく具体的な事業の実施計画として、毎年度「教育施策」を作成し、重点施策や目標等を明らかにしながら、実効性のある取組を進めていきます。

目標等の達成状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第26条第1項）に基づく教育委員会事務の点検・評価を通じて確認し、有識者の知見も踏まえた検証の結果を次年度以降の事業立案に反映させることで、取組内容の適時・適切な見直しを図り、効果的な施策を展開します。



3. 新たな教育課題への対応

本計画では、今後5年間を通じて取り組む施策等を定めていますが、社会環境や自然環境の変化に伴い、新たな教育課題が顕在化した場合には、計画の期間内であっても必要に応じて内容の見直しを行います。

計画の基本理念を根底に据えつつ、教育を取り巻く環境の変化にも、柔軟かつ適切に対応していくことで、本市の教育振興を推進していきます。